

1. 発熱等の風邪症状が見られ、感染症対策として「**出席停止**」とする場合

- (1) 児童生徒の感染が判明している。
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者、検査を指示されている。
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる（本人に症状がなくなれば登校は可能）。
- (4) 地域の感染レベルが2以上の場合には、児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）。

2. 児童生徒や同居の家族に発熱等の風邪症状が見られても**登校できる場合**

- (1) 児童生徒の風邪症状が、新型コロナウイルス感染症でない疾患（持病等）によるものと医師が判断している（この理由で欠席した場合は「**病欠**」となります）。
- (2) 児童生徒の同居家族の風邪症状が、新型コロナウイルス感染症ではない疾患（持病等）によるものと医師が判断している。